

キャッチフレーズ
「命の環 つなげる」

八幡湿原自然再生全体構想

平成18年3月

八幡湿原再生協議会

目 次

1	自然再生の目的	1
1.1	自然再生の目的	1
1.2	自然再生のコンセプト	2
2	自然再生の対象区域	3
3	自然再生の目標	4
3.1	目標設定にあたっての基本的な考え方	4
3.2	現存植生からの目標植生	4
3.3	植生遷移からの目標植生	5
4	協議会の参加者	6
4.1	協議会設置の経緯	6
4.2	協議会の参加者	6
4.3	協議会内の検討グループ	6
5	その他自然再生の推進に必要な事項	9
5.1	自然再生手法	9
6	役割分担	13
6.1	自然再生手法の具体的な手法に係る役割分担	13
6.2	維持管理における役割分担	14
6.3	環境学習について	16

1 自然再生の目的

1.1 自然再生の目的

八幡^{やわた}湿原は、広島県の北西部に位置し、西中国山地国定公園に指定されている。八幡湿原は、瀬戸内海に流れる太田川の支流柴木川の最上流部に位置し、臥竜山（1,229m）、掛頭山（1,126m）等の1,000m級の山に囲まれた盆地にあり、標高800mである。本地区の年平均気温は10℃前後で、年間降水量は2,400～2,600mmに達し、中国地方で最も降水量の多い地域である。また、冬季は寒さが厳しく、積雪量は2mに達するところもあり、県内で最も積雪の多い地域である。（なお、八幡湿原は1個の湿原の名称ではなく、当地に分布する湿原の総称である。）

本湿原はヌマガヤ・マアザミ群集（「アマザミ」については、「キセルアザミ」と呼称する場合もあるが、本構想においては以下「マアザミ」と記述する。）に代表される中間湿原で、日本の湿原分布のほぼ南限にあたり、学術的にも価値の高い湿原である。しかしながら、本湿原は、戦後の牧場化による排水施設や道路建設が原因と思われる湿原の乾燥化が進行しており、周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境やそれを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれており、自然生態系の保全・再生が緊要となっている。

わが国においては、2003（平成15）年1月に自然再生推進法（平成14年法律第148号）が施行され、2003（平成15年）4月には自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針「自然再生基本方針」が策定された。自然再生事業は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で自然環境の保全、再生、創出等の事業を推進することが大きな特徴である。

広島県では、「自然との共生の推進」への取組みの一環として、本湿原において自然再生事業を推進することとし、2003（平成15）年7月に「臥竜山麓自然再生事業検討協議会」を設置して本湿原の自然再生に係る基礎調査を行うとともに、自然再生事業の方向性を検討し、推進計画の策定を行った。また、2004（平成16）年11月、地域住民やNPO等のより一層地域の多様な主体の参画を進め検討していくため、本検討協議会は自然再生推進法に基づく「八幡湿原再生協議会」へ移行した。

八幡湿原における自然再生は、自然再生推進法の趣旨である過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするものである。さらに、湿原という特色のある貴重な自然資源の再生・保全について様々な主体が地域に根ざした活動を協働により積極的に展開することにより、私たち共通のものとしてかけがえのない財産の価値を高めるとともに、人々の交流や環境教育などそれによって生まれる地域への様々な波及効果も期待しながら、これ

を次世代に継承していくことを目的とするものである。

1.2 自然再生のコンセプト

2002（平成14年）に策定された新・生物多様性国家戦略において、自然再生事業は「人為的改変により損なわれる環境と同種のをその近くに創出する代償行為としてではなく、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う」とその目的がうたわれている。ここにもあるとおり、自然再生は、

過去に失われた自然を積極的に取り戻す
生態系の健全性を回復する
ことを目的とするものであり、
損なわれる環境と同種のをその近くに創出する代償行為ではない
ことに注意しなければならない。

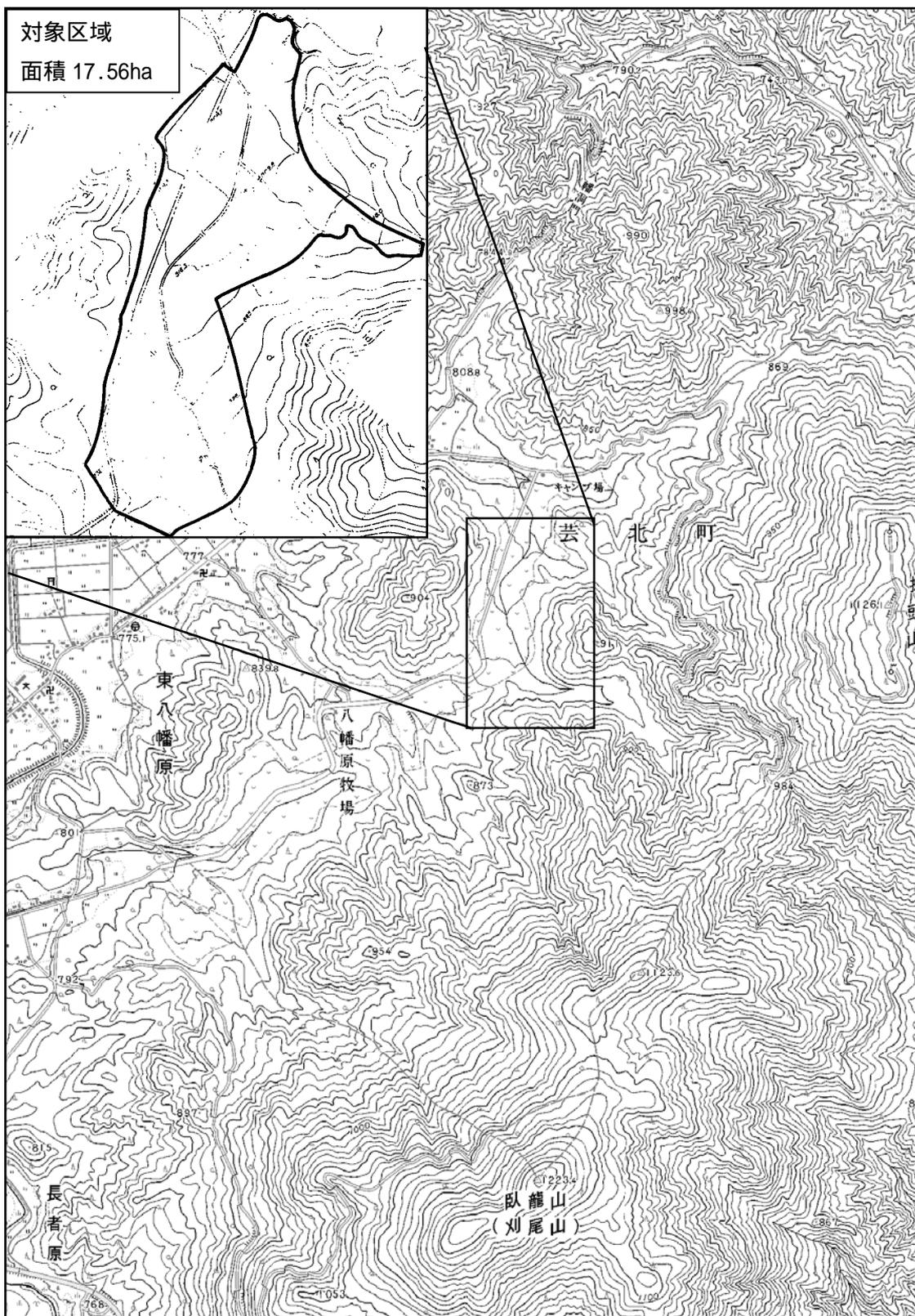
このような自然再生の目的をふまえ、八幡湿原自然再生のコンセプトを次のように設定する。

八幡湿原自然再生のコンセプト

過去に失われた湿原を科学的な知見に基づき再生する。
湿原の再生は、その環境条件の整備を通じ自然の回復力で行う。
現にある良好な自然は保全に努める。
八幡地域で失われつつある湿原を積極的に取り戻す。

2 自然再生の対象区域

自然再生の対象区域は、以下のとおり広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地
約17.56haとする。



3 自然再生の目標

自然再生の目標

キャッチフレーズ「命の環 つなげる」

現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所はヨシ群落等に誘導する。

対象区域北部や水路沿いなどの湿潤な場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ - マアザミ群落を再生する。

対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。

対象区域内の臥竜山の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。

3.1 文献資料からの再生目標

現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場地化前の昭和 30 年代前半の環境の再生を目指す。

想定される湿原の形としては、氾濫原湿地の周囲に、湧水湿地や後背湿地が点在する湿原である。具体的にはハンノキ - マアザミ群集、ヌマガヤ - マアザミ群集など、八幡地域の湿原の要素が集約された湿原となる。

3.2 現存植生からの目標植生

過去の植生の変遷をふまえ、以下のような条件のもとで、現存植生の視点から目標とする植生を整理する。

数十年の時系列の中で検討される植生

牧場のような過度の人為的な環境ではなく、最小限の適切な人為が加えられながら作り出される二次的な自然

計画地における生物の生育・生息基盤としての土地特性に対応した植生

湿 地	当面は現在も湿地が残っている場所および以前湿地が見られた場所はヌマガヤ群落
草 地	対象区域全域にわたって優占する植生として草地
森 林	対象区域北部および水路沿いはハンノキ林。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ - マアザミ群落

3.3 植生遷移からの目標植生

一方、前述した自然再生のコンセプトにたちかえると、自然再生においては、人為ではなく、長い植生遷移の観点から対象地の植生を検討することが重要である。このような観点に基づき、以下、潜在自然植生を意識しながら植生遷移の視点から目標とする植生を整理する。

湿 地	ヌマガヤ - マアザミ群落等の湿性草本群落
草 地	刈取草原としてのススキ草原等 ススキ草地は人為によって維持される二次的植生で、本来は遷移して極相林のブナ林となる。八幡湿原では地域の人々に親しまれているかつての景観を再生するため、ススキ草地を地域の人々の協力を経て創りあげていくものとする。
森 林	対象区域の臥竜山と連続する部分は、当面ミズナラ林。ミズナラの生育に不適な湿潤な場所は、ハンノキ - マアザミ群落等の沼沢林

4 協議会の参加者

4.1 協議会設置の経緯

広島県では、2003(平成15)年7月に「臥竜山麓自然再生事業検討協議会」(委員長:中越信和広島大学教授,以下「前協議会」)を設置し,臥竜山麓の自然再生について検討を行ってきた。前協議会を自然再生基本方針に基づく協議会に移行させるため,2004(平成16)年9月1日から9月30日まで県ホームページ等により協議会委員の公募を行い,応募があった個人9名,団体・法人8名の計17名を公募委員として選定した。前協議会の9名の委員にこの17名の公募委員を加え,「八幡湿原再生協議会設置要綱」(2004〔平成16〕年10月21日制定)に基づき「八幡湿原再生協議会」が設置され,2004(平成16)年11月7日に第1回協議会が開催された。第1回協議会においては,委員長に中越信和広島大学教授,副委員長に岡本進芸北町助役を選出した。

4.2 協議会の参加者

「八幡湿原再生協議会」の参加者は別表のとおりである。

4.3 協議会内の検討グループ

第1回八幡湿原再生協議会の議論をふまえ,全体構想のとりまとめに係る役割分担を暫定的に以下のように設定する。各委員は各自が興味を持つグループに参加する(複数可)。

表 4.3-1 協議会内の検討グループ(敬称略)

名称	代表	支援者
A 工法検討・維持管理グループ	水田國康(広島虫の会会長,広島県立大学名誉教授)	中越信和 (広島大学教授)
B 環境教育・広報活動グループ	近藤紘史(西中国山地自然史研究会会長)	

八幡湿原再生協議会委員名簿（敬称略）

分野	氏名	所属	備考
専門家 〔2名〕	中越信和	広島大学教授	会長 植物
	水田國康	広島虫の会会長 広島県立大学名誉教授	動物
地元住民代表 〔2名〕	近藤紘史	西中国山地自然史研究会会長	
	岩田 積	八幡地区行政区長会会長	
公募委員（個人） 〔9名〕	井手三千男	写真家 源流をたずねる会代表幹事	
	上手新一	北広島町（旧芸北町）出身	
	白川勝信	高原の自然館（北広島町教育委員会）学芸員	
	田坂素臣	広島県鳥獣保護員	
	中田隆一	(財)日本気象協会（元気象庁予報官） NHK広島気象キャスター	
	正本良忠	みずえ緑地(株)会長	
	宗岡泰昭	写真家	
	山内雅弥	(株)中国新聞社編集委員室	
	山本高義	内外エンジニアリング(株)広島事業所長	
公募委員(団体・法人) 〔8名〕	高月明彦	特定非営利活動法人（NPO法人）海外壮年 協力隊広島支部副理事	
	川内信忠	カキツバタの里づくり実行委員会会長	
	石井泰行	西条・山と水の環境機構理事長	代理：前垣寿男
	岡田孝裕	(財)広島県環境保健協会理事長	代理：和田秀次
	加藤正嗣	広島県自然観察指導員連絡会代表	代理：茂田幸嗣
	梶岡幹生	広島県ビオトープ建設協会会長	代理：片桐 敬
	荒川純太郎	ひろしま人と樹の会会長	代理：畝崎辰登
	岩田和美	八幡湿原を守る会代表	
関係行政機関 地方公共団体 〔5名〕	山口恭弘	環境省中国四国地方環境事務所自然再生企画 官	関係行政機関
	岡本 進	北広島町助役	副会長 関係地方行政団体
	表 良則	広島県芸北地域事務所農林局長	
	池田作太郎	広島県立林業技術センター森林環境部長	
	中重和郎	広島県環境生活部環境局自然環境保全室長	
専門家(設置要綱9 条3項に基づく要 請)	野村吉春	西中国山地自然研究会会員，土木学会コンサル タント委員，PM(プロジェクトマネー ジメント)研究小委員会委員長	

交代した八幡湿原再生協議会委員名簿（敬称略）

分野	氏名	所属	任期	理由等
地元住民代表	河野正邦	八幡地区行政総代会会長	2006（平成17） 年3月31日まで	組織変更及び役員交代のため。（岩田 積八幡地区行政区長会会長に交代。）
関係行政機関	柴田泰邦	環境省 山陽四国地区自然保護 事務所 自然再生事務専門官	2006（平成17） 年9月30日まで	組織変更及び人事異動のため。（山口恭弘環境省中国四国地方環境事務所自然再生企画官と交代。）
地方公共団体	岡本 進	芸北町助役	2005（平成16） 年1月31日まで	芸北町が合併により北広島町となったため。（岡本進芸北町助役は、引き続き北広島町助役として参加。）
	広兼智之	広島県 芸北地域事務所 農林局長	2006（平成17） 年3月31日まで	人事異動のため。（表 良則広島県芸北地域事務所農林局長と交代。）
	小松光二郎	広島県 環境生活部 環境局 自然環境保全室長	2006（平成17） 年3月31日まで	人事異動のため。（中重和郎広島県環境生活部環境局自然環境保全室長と交代。）